

補助金交付申請についてのご案内



令和7年度

秩父市原油価格高騰緊急対策事業補助金

秩父市では令和6年度の原油価格高騰の影響を受けた市内事業者の事業継続を支援するため、その経費の一部を予算の範囲内で補助します。

●対象事業者

秩父市内に事業所を有している事業者であること。(燃料小売業は除く。)

- ✓ 市税等に未納がないこと
- ✓ 補助対象経費について、他の公的制度で助成・補助等を受けていないこと

●補助対象経費

市内事業者が事業のため購入した軽油、重油、灯油、ガソリン

令和6年4月～翌3月までに購入した上記燃料費のうち、任意の3月の合算額

※合算額が30万円に満たない場合は対象外となります。

※例：「5月15万円、7月20万円、その他の月0円」でも対象となります。

補助率 1/10 上限20万円(千円未満切り捨て)

※申請件数が多数となった場合は按分し交付となるため、補助額は変更となります。

●申請書類配布開始

令和7年5月19日(月)～

申請書類は秩父市役所歴史文化伝承館3階産業支援課のほか、各総合支所地域振興課でも配布します。申請用紙はホームページからダウンロードも出来ます。

●申請期間 令和7年6月2日(月)～令和7年6月27日(金)

下記の申請窓口にご提出下さい。受付時間：平日9:00～17:00

郵送提出も受け付けます。締切当日消印有効

申請窓口・お問合せ

〒368-8686 秩父市熊木町8-15 秩父市役所歴史文化伝承館3階

秩父市産業支援課

お気軽にお問い合わせ下さい。

☎ **0494-25-5208**

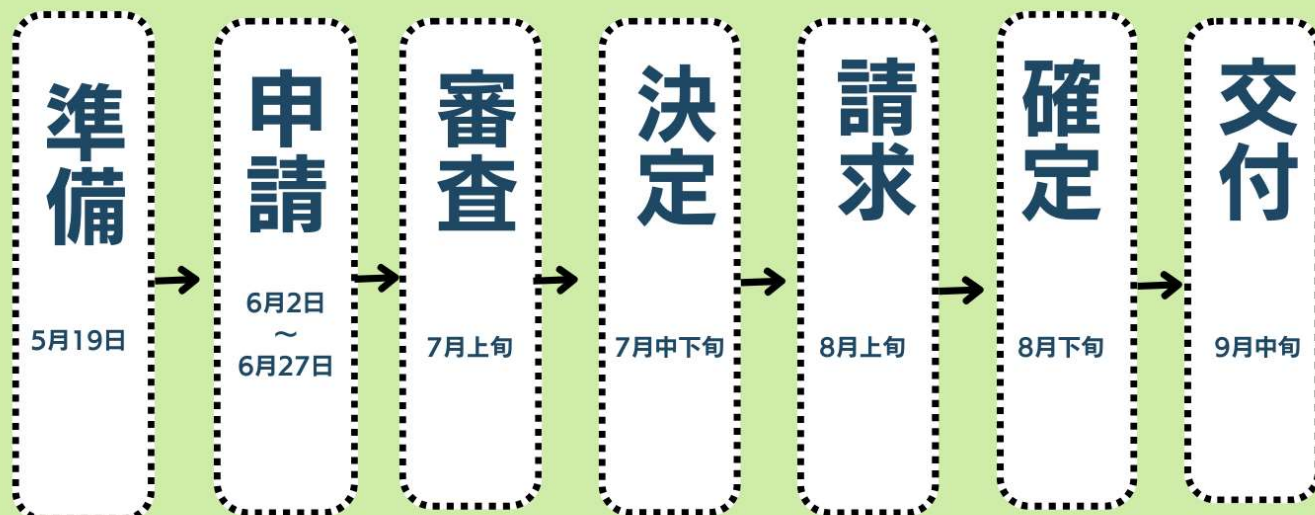
詳しくは市ホームページで

受付時間：平日9:00～17:00

🌐 <http://www.city.chichibu.lg.jp/10047.html>



補助金交付の流れ



審査時期以降はあくまで目安のため、時期が前後する可能性があります。

Q&A

Q、令和6年度中は営業していましたが、今はお店を閉めています。補助対象になりますか？

A、事業継続支援を目的としているため、補助対象者となりません。

Q、令和6年度は燃料購入した月は1ヶ月のみでした。対象になりますか？

A、購入した月が1ヶ月のみでも購入額30万円を超えていれば対象になります。
同様に、購入月が2ヶ月のみだった場合も購入合計額が30万円を超えていれば補助対象になります。

Q、早く申請書を提出した方が優先されますか？

A、先着順等ではないため、申請期間内でしたら、いつ提出いただいても問題ありません。
申請額を予算を超えた場合は均等割合で按分交付いたします。

Q、商工業以外も補助対象になりますか？

A、燃料小売業以外は全業種が本補助対象になりますが、当該期間の燃料購入費に関して他補助金の交付を受けている場合は補助対象外となります。

ご不明点は秩父市産業支援課0494-25-5208までお気軽にお問合わせ下さい。